様式第１号（裏）

作業確認に関する同意書

　 私が作業確認をできなかった場合、作業内容及び作業時間について、作業員の方の記録内容に基づき、後日私の確認とすることを約束します。

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　八郎潟町間口等除雪支援事業　■作業範囲　　①道路間口の道路除雪により寄せられた雪の除雪。　　②玄関から道路までの通路の除雪。（おおむね歩くことに支障のない程度の幅員）　　※排雪は実施しません。（排雪しなければ除雪できない場合は協議のうえ検討）　　※作業時刻の指定はできません。（おおむね午前中の作業となります）■作業時間と利用料

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 利用者負担額 |
| 課税世帯 | 非課税世帯 | 保護世帯 |
| １５分間 | １００円 | ５０円 | 無料 |
| ３０分間 | ２００円 | １００円 | 無料 |

　　　　　※作業員の方の作業が１５分を過ぎた場合は、３０分まで除雪作業をしていただく。　　　　　※作業員の方の記録に基づき、町が月１回、利用料の納付書を発行。■本事業に関するお問い合せ　　　八郎潟町福祉課　（電話８７５－５８０８）■八郎潟町シルバー人材センターの通常の除雪支援事業のご利用について　　　間口等除雪支援事業で実施できない次のような作業については、直接八郎潟町シルバー人材センター（電話８７５－５４１１）にお問い合せください。　　　・車庫前の除雪作業　　　・排雪作業　　・宅地内全部の除排雪など　　　・利用料は、１時間あたり１，０７０円　　　　　　　　※屋根の雪降ろしは実施しません。 |